

## 第1回 アドバイザリー会議

○井上課長 それでは、定刻少し前でございますけれども、皆さんおそろいということでございます。第1回目となりますアドバイザー会議を開催させていただきたいと思っております。

私、本日の進行を務めます教育総務部教育総務課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の会議につきましては、後日公開いたします議事録作成のため、録画をさせていただきます。御承知おきをお願いいたします。

まず初めに、本日オンラインで御参加いただきます学識経験者お2人を御紹介させていただきます。

まず、日本大学文理学部末富教授でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、兵庫県立大学環境人間学部竹内准教授でございます。

よろしくお願いいたします。

このアドバイザー会議の目的でございますが、世田谷区教育振興基本計画の策定に当たりまして、教育に関する最新の動向や様々な課題などを踏まえまして、学識経験者の方々を交えた意見交換等を行い、教育に係る専門的な知見を高めていくこととしてございます。

それでは、一旦画面のほう、資料をお願いいたします。

画面に映しておりますのは、平成26年3月に策定いたしました第2次世田谷区教育ビジョンの骨子部分となります。骨子部分は、教育目標、基本的な考え方、基本方針、施策の柱で構成されてございます。

次の資料をお願いいたします。令和6年度からの世田谷区教育振興基本計画策定に向けまして、今年度は教育目標と基本方針の骨子部分までを検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、本日の会議の流れについてでございますが、まず末富先生からお話をいただいた後に、竹内先生も交えまして意見交換を30分程度行います。続きまして、竹内先生からお話をいただき、末富先生も交え、意見交換を実施していきたいと考えてございます。皆様、積極的な御発言、意見交換をお願いいたします。なお、会議室で発言される管理職の方々は、挙手してから御発言をお願いいたします。

それでは、最初に渡部教育長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 末富先生、竹内先生、本日はお忙しい中を引き受けいただきましてありが

とうございます。

急激に変化する社会環境の中で、教育の方向性をどのように捉え、進んでいくべきか、両先生とともに意見交換を行いたいと思います。本日の内容を参考にしながら、世田谷区の教育振興基本計画の骨子部分の策定を進めてまいります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○井上課長 続きまして、本日出席しております教育委員会の管理職の自己紹介をさせていただきます。

○知久部長 教育総務部長の知久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。後ほど進行のほうをさせていただきます。

○小泉部長 私、9月1日付で教育政策部長に着任いたしました小泉と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○平沢参事 私は教育総合センター担当参事の平沢でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○内田部長 私、生涯学習部長の内田と申します。よろしくお願い致します。

○前島課長 学校職員課長の前島と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○毛利課長 教育指導課長の毛利です。よろしくお願い致します。

○滝上課長 教育研究・研修課長の滝上です。よろしくお願い致します。

○井元副参事 学校経営・教育支援担当副参事の井元でございます。よろしくお願い致します。

○加野課長 生涯学習・地域学校連携課長の加野でございます。よろしくお願い致します。

○井上課長 では、早速でございますが、意見交換を始めさせていただきます。

最初のテーマでございます、こども基本法・教育基本法体制での教育政策の方向性につきまして、末富先生、どうぞよろしくお願い致します。

○末富先生 よろしくお願い致します。まずお詫び申し上げますが、私、かなり多忙でして、このためだけに特別な資料を用意するということが不可能でございまして、今やっていることを先に御説明した上で、10分程度で資料の説明をさせていただきます。

今年の6月に国会でこども基本法が成立いたしました。私、研究者として、こども基本法がなくてはならない法律であるということで、その立法に研究者として尽力してまいりました。4月には衆議院で参考人も務めさせていただいております。何のために進めてき

たかといいますと、やはり特に子どもたち自身が幸せな学校生活、それから安全・安心な人間関係の中で育まれる学校や社会、地域であってほしいということで、この立法を進めてきたということでございます。必ずそれを学校教育、それから社会教育、あるいは家庭においても実現していかなければならないということで、先般、9月15日に永岡文部科学大臣に面会し、併せて文部科学省の各担当部署の皆さん方にお目にかかりましたので、本日、そこまで分かっていることと、それから、この状況の中で世田谷区においてこそ、こども基本法と教育基本法の精神を教育振興基本計画にきちんと盛り込んでいただきたいというお願いをさしあげるために、ここにおいてお話をさせていただきます。

それでは、画面共有させていただきます。本当はとても長い、13ページぐらいある要望書なのですが、それをかいつまんで説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように、今年の6月に成立して来年の4月から施行されますこども基本法、そして戦後の教育の基盤にごさいました教育基本法、2つの法律で子どもたち自身の教育をより豊かにしていける新しい体制が始まります。この基盤には当然日本国憲法や児童の権利に関する条約もございすけれども、私自身が日本の子どもたちに実現しなければならないと思っていることというのは、子どもの権利を基盤とした教育の目的、教育基本法第1条に定める教育の目的の実現であったり、それから教育政策、学校教育が推進されるということ、そして子どもの権利が実現される安全・安心な学校、地域等の実現のための十分な教員、それから専門職等の人材、そして予算の確保ということを文科大臣はじめ文科省の皆さんにもお願いしているところです。このほかに、こども家庭庁ですとか、この後恐らくですが、もう少し関連省庁、多くの皆さん方にも同じことをお願いしてまいる予定でございます。

柱は大きく4つございまして、1つがやはり国の計画・指針整備に関すること。世田谷区の教育振興基本計画もこれに準じてお考えをいただきたいということで、後ほど国の進捗状況を申し上げます。それからもう1つが、子どもの生きる権利・守られる権利に関することということで、やはり子どもの権利の基盤の一つが生きる権利、守られる権利であるということです。あわせまして、子どもの学ぶ権利・育つ権利に関すること。そして4番目、子どもの意見表明権や参画をいかに保障するかということも重視して、実現していかなければならないということをお申し上げます。

それでは、まず国のほうですけれども、第4期教育振興基本計画につきましては、皆様御案内のとおり、ウェルビーイングをキーワードとして検討が進められておりますが、委

員からの強い御意見もございまして、こども基本法や子どもの権利条約は位置づけられる方向で現在検討が進んでおります。世田谷区におきましても、子どもの権利の条例は既におありであり、子どもの権利擁護等にも積極的に取り組んでおられる自治体として、教育振興基本計画にこども基本法あるいは自治体の子ども条例、それから子どもの権利をしっかりと位置づけた新たな計画を立案していただきたいと思っております。この子どもの権利に関する通知については、子ども家庭庁との連携の下で進め、新しい通知をとということを御検討されているそうです。

あわせて、子どもの生きる権利・守られる権利に関することですが、現在改定されております生徒指導提要におきまして、不適切指導の定義というものが改めて行われております。これは、ただの体罰でもなく、学級崩壊を起こした教員を指導が不適切な教員と認定する、現在の指導が不適切な教員でもなく、子どもの権利を侵害する、暴言、暴力、ハラスメントを含めた不適切指導を、きちんと懲戒指針を整備したり、あるいは厳格化して行ってほしいということをお願いしております。

子どもの守られる権利というものが、東京都においてはそれほど問題ではないのかもしれませんが、私が観察する限り、教員というのは常に子どもの権利を守るという自覚を持って自身の教授活動、あるいは生徒への支援に取り組まなければならないということで、改めてこのことをお願いしたいということです。こちらの背景には、指導死、教員の非常に心ない、あるいは明らかに人権侵害に当たる言動によって自死に追い込まれた子どもたちの御遺族の強い願いがあるということでございます。指導改善研修の在り方、懲戒の在り方を含めて抜本的な見直しをお願いしております。

それから、今、特にこども家庭庁で一番の懸案事項とされておりますのがいじめ重大事態への対応ということで、こちらのほうは教育振興基本計画におきましてもやはり、より透明性、それから公平性の高い第三者調査の仕組みも含めて、何らかの基本方針を示さなければ、特に学校教育の国民からの負託というものに応えることはできないのではないのでしょうか。

そして、その基盤となるのが学校、園や部活動での子どもの安全というものを、こちらはこども家庭庁の下で指針化していただきたく、それについて学校でも実施していただきたいと。これはイングランドのモデルになります。あわせて、子どもの安全を担う、現在生徒指導主事と呼ばれておりますが、生徒支援主事ではどうかということ。私も中教審の教育課程部会委員でございますが、中教審の心ある仲間と話しているときに、せつか

く子ども基本法ができているのだから、生徒指導ではなくて生徒支援という言葉にしていきたいよねというような、指導モデルから支援モデルへという学校教育のモデルの移行も踏まえた上で、子どもへの人権侵害が学校の中で絶対に起きないということを実現していただきたいと存じます。

あわせて、世田谷区では非常に熱心にお取り組みですが、改めて不登校の子どもたちへの学びの保障や費用の支援、そして不登校でない子どもも含めて、やはり学校外で社会教育も含めて豊かな学習活動ということを実現していただければと存じます。

それから、子どもの権利を何よりも教職員が学び、研修し、指導していく。あるいは、これは私どもの課題ですが、大学の教職課程でも位置づけていこうということで、大人も子どもも、子どもの権利を基盤にして教育を進めていくのだということを知っていただきたいなと思っております。

最後に4番、子どもの意見表明権につきましては、何よりも、例えばですけれども、当然御計画のこととは思いますが、自治体の教育振興基本計画をつくる时候にも、子どもたちの参画を得てつくっていただきたい。既に子ども家庭庁では、子ども大綱におきまして、少なくとも3回子どもの参画の機会を設けるということが計画されてございますので、ぜひ世田谷の子どもたちの意見を反映した教育振興基本計画にと、そして、そのプロセスをきちんと子どもたちも分かる形で明示していただいて、あなたたちにこのタイミングで意見を聞くからねということが子どもたちも理解できる状態での参画を保障していただければと思います。

加えまして、校則見直しですとか、あるいはコロナの中での学校行事なども含めて、私も今、うちの子の世田谷区立の学校で学校行事等を、子どもの参画を経て、ウィズコロナのときに、子どもたちがよりよい形でもう一回見直していこうじゃないかということを始めますが、そのようなことを世田谷区でも当たり前にしていただければなと思っております。

加えまして、将来的には学校運営協議会に児童生徒が参画をする。こちらはコミュニティスクール制度が日本に導入された当初から、児童生徒参画をどうするんですかということが平成の時代から議論されてまいりましたが、子どもの権利を教員も子どもも学んだ上で、適切に参画することというのは、令和の日本だからこそできるのではないかと考えております。

あわせて、教員や学校がよく生徒のアンケートをするんですが、大抵聞きっ放しに

終わっています。あなたたちの意見をこういうふうに役立てるんだよということで、やりっ放しアンケートではない子どもの参画、あるいは意見表明は尊重するといった教育委員会の在り方も考えていただきたいと思います。

加えまして、やはり教科横断的に子どもの権利を学んで実践するということが実現いただきたいなと思っておりますが、こちらは国にも丁寧なお取組をお願いしているところでございます。

差し当たり、以上です。ありがとうございました。

○知久部長 ありがとうございました。

今の先生の御講義を受けまして、積極的な意見交換を実施してまいりたいと思っておりますが、御質問、御意見のある方は挙手の上で発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○内田部長 内田です。よろしくお願ひいたします。

○末富先生 よろしくお願ひします。

○内田部長 いろいろと御説明ありがとうございました。先ほどの御説明の中で、1つ、生徒支援主事といったものがございまして、こちらのイメージがちょっとしづらかったものですから、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいと思ひました。よろしくお願ひいたします。

○末富先生 ありがとうございます。生徒指導ではないと。要するに、上から押さえつける指導ではないということは、既に生徒指導提要在最初にできた2010年、平成22年から言われていたんですが、そのことが現場に浸透しなかったのは、生徒指導主事という仕組みと名称が残ってしまっていたからだと思います。生徒支援というのは、現在の生徒指導提要在もそうですけれども、その子自身の成長をサポートするのが生徒指導だという定義になってございますよね。積極的生徒指導と呼ばれるものです。押さえつける指導が消極的生徒指導ですけれども。

では、その積極的生徒指導なるものを実現するときに、絶対に教員は上から物は言わないわけですか。たとえ問題行動を起こしたとしても、あなたに何があったかという生徒に寄り添った目線を持って関わるようになります。既に多くの教員はそうなっておりますが、そのモデルチェンジを明確にするために、生徒支援主事にしてはどうでしょうかという提案が何人かの中教審委員としゃべりながら、あくまでこれは中教審とは関係なく、ただ、信頼できる、子どもの権利を大切にできる中教審委員同士がしゃべっているときに、そういうアイデアでビジョンが共有されていることが分かったということをお説明申し上げた

いと思います。

○内田部長 どうもありがとうございました。教員の意識を変えるとといったような意味合いもあると。

○末富先生 そうですね。当然、世田谷区ではそうしたタイプの先生方というのは他の自治体に比べて少ないんですが、そうした世田谷区だからこそ、生徒支援にしてはどうかと。既に私立学校さんの中には、生徒指導部ではなく生徒支援部だったり、生徒支援主事というような呼称を用いておられる学園もございますので、公立学校もそれを当たり前できると、より子どもたちが安心できる場になろうかと存じます。

○内田部長 どうもありがとうございました。よく分かりました。

○毛利課長 教育指導課長の毛利です。今の全体での確認なのですが、いわゆる東京都で言いますと生活指導主任みたいな形で、学校で必須の主任が、研究であったり教務であったり生活指導という中の、学校の組織の生活指導主任の意味合いでのお言葉でよろしいですね。

○末富先生 単純に同じ意味合いだというふうに今受け止めておられないと思いますけれども、生活指導主任が、より子どもの権利を基盤にして活動していくという御理解をいただければうれしく存じます。

○毛利課長 教育委員会等で設置している職ではなくて、学校組織内の職の位置づけのお話でよろしいですね。

○末富先生 そうですね。文科省に要望しておりますのは、現在の生徒指導主事の名称と役割を御検討いただきたいと。すなわち、学校教育法改正になります。そちらもぜひ御検討いただきたいということをお願いしてございますが、ただ自治体をお願いする場合には、基礎自治体の中での分掌組織のひな形に生徒支援主事を生活支援等の役割のさらにバージョンアップということで位置づけていただけると、こうした取組があるのかということとで全国にも展開されやすいと思います。

○毛利課長 ありがとうございます。

○知久部長 他にご質問はございますか。

ちょっと私のほうからお聞きしたいんですが、私が前職で保育ですとか子ども関係の職に就いていました。児童福祉法の所管だったわけなんですけれども、そんな中でこども基本法を拝見するとすっと落ちてくるんですが、全国の教育委員会の感触というのでしょうか、このこども基本法に関する考え方がどれほど浸透されているのか、その辺を先生



のほうでどのように認識されているか、御感想で結構なんですけれども、お聞かせいただければと思います。

○末富先生 やはり感度の違いが非常にあります。例えばですが、私、内閣府の子どもの貧困対策の委員もしておりますので、今、子ども政策と教育政策のスペシャリストみたいな何かレッテルを貼られているんですが、こども家庭庁の研修をしてくださいと言われるオファーが非常に多いんですね。全てお断りしています。こども家庭庁を知っても教育において文科省を知れば教育がよくなるみたいなものなので、そういうふう子どもを見ておらず、省庁しか見ていない自治体さんもあれば、既に2つの自治体で、教育委員会、それから管理職を対象とした子どもの権利、こども基本法研修もさせていただいている。既にアンテナが高い自治体は、子ども政策をするとき子どもの権利が基盤になくてはならないのだということで、学校の管理職にまず浸透させなければならないという研修を始められますが、やはり違うと。

ただ、こども家庭庁のほうは、子どもの権利については学校現場にも認識していただきたいということで、4月の発足後になろうかと思いますが、子どもたちに周知をするために文科省にも御協力要請される見通しだと、私は今の状態を観察しております。

ですので、現在、では高い関心があるかということ、そうではないです。ただし、子どもの権利を知らなければ、恐らくですが、今後、教員が長い教員人生を子どもと一緒に安全・安心に生き抜いていくことはできないとも考えております。それぐらい影響力が大きい法律です。

○知久部長 ありがとうございます。

○平沢参事 1点教えていただければと思うんですけども、このこども基本法とインクルーシブ教育の結びつけ方といいますか、その辺について先生から少しお話しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○末富先生 インクルーシブ教育については、まず子どもの権利に障害を持った子どもの権利、それから差別をされない権利という差別の禁止条項が入っておりまして、インクルーシブ教育は、まず子どもの学ぶ権利の保障として当然のこととされております。ただ、同時に、国連の障害者権利委員会から先月勧告が出たとおりで、日本のインクルーシブ教育は、インクルーシブと呼ぶ状況には非常に程遠いと。障害を持った子どもたちが選別的、排除的に学ぶ環境があるということで、障害者の権利、それから子どもの権利の2つの視点から、実はインクルーシブ教育は、文科省の方針も含めて抜本的に立て直さなくて

はならない。そのためには人的配置を含めて相当具体の議論と体制拡充がされなければならない状況にあると見ております。

とはいえ、子どもの権利、今申し上げました2つの権利、障害を持つ子どもの権利、それから差別の禁止という条項の2つからは、子どもたちにはインクルーシブ教育が当たり前であるというの見解として導かれているということでございます。

○平沢参事 ありがとうございます。そういう意味では、拝見しているこの資料の中には、インクルーシブ教育という文言がないという理解でいいでしょうか。

○末富先生 実は、こども基本法するときにも障害を持つ子どもの権利をどうするかという議論があったんですが、こちらは衆議院の法制局の見解で、成育基本法、それから障害者基本法がある中で、こども基本法に対して障害を持つ子どもの権利を立てることが必要ではないということで、私が示した原案には入っていたんです。それが落とされた状態にはなっております。次の3年後、もしくは5年後の見直しの際に、必ず障害を持つ子どもの権利、それから医療的ケア児、あるいは性的自認が多様な子どもたち、少数者の権利は必ず入れたいと思っております。とはいえ、かなり難しい交渉でしたので、残念ながら今回落ちたという経緯を共有させていただきたいと思います。当然私のビジョンの中に入っていました。

○平沢参事 よく分かりました。ありがとうございます。

○知久部長 いかがでしょうか。

今までの議論を竹内先生もお聞きいただいていると思うんですが、ちょっと御感想等があれば。いかがでしょうか。

○竹内先生 とても刺激的なお話で、とても共感することが多かったです。特に私、生徒指導提要进行を今文科省の人たちと一緒につくっているんですけども、一番共感したのは、子どもの意見表明権が3回あるとおっしゃいましたね。私もそのあたりが中心と思うんですけども、そのあたりをもう少し説明しておく、多分世田谷の方がよく分かれると思うので、ちょっとそこを御説明いただきたいんですけども、どうでしょうか。

○末富先生 ありがとうございます。こども家庭庁のホームページを共有させていただきたいので、ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。画面共有して説明させていただきます。

こちら、こども家庭庁設立準備室の下にあるこども政策の推進に係る有識者会議の一番最新の会議、9月13日会議の資料の中に、この資料3です。「こども大綱の策定に向けた

検討の進め方について」ということですが、どのようなことになっているかという  
と、まず子ども大綱自体は、来年の秋と書いてありますが、冬、年内にはできるとされて  
おりますけれども、この「子どもまんなかフォーラム」というものがまずあるということ  
です。ここに子どもは参画するということです。

そして、子ども家庭審議会が来年子ども家庭庁に立ち上がります。文部科学省の中教審  
のような組織ですが、そこから公聴会を設けて、子ども若者を募集する、もしくは関係団  
体、例えば社会的養護の子どもたち、LGBTsの若者たちというのは、当然声を聞かれ  
るべき存在です。例えば障害を持った子どもたちや医療的ケア児もそうですが、そうした  
マイノリティーの子どもたちも含みつつ、特別な支援が必要な子どもたちも含みつつ、公  
募の若者も含みつつというようなイメージで、2回目の聴取が行われます。

最後に、パブコメも子どもから聞いた上で、この案でいいですかということ子ども若  
者にさらに参画してもらって意見聴取する。3回するというイメージになっているという  
ことです。

○竹内先生 ありがとうございます。今おっしゃったように、私も生徒指導提要とかの中  
で関わっていて非常に思うのは、今まで私たちの国がやってきた、生徒指導ですよね。上  
から、お上の言うことは間違いなく、守れとやってきたのが、私たちのやってきた生徒指  
導やったわけですよね。でも、抜本的にこれから変わって行って、生徒支援、下から子  
どもを支えるみたいな形にパラダイムシフト、変わる、まさに今大きなうねりの中に私たち  
はいて、その中での生徒指導提要の変更だと私はずっと見ながらつくってました。

だから、いろんなところに子どもを中核に持っていくというあたりが、多分今の一番の  
トレンドというか大事なところで、そのあたりを大事にしていくのが今日の会議の中核だ  
なというのをちょっと私も感じました。私も非常に共感しましたので、ありがとうございます。

○末富先生 ありがとうございます。

○知久部長 先生、ありがとうございました。

今回、計画の策定に当たりまして、こちらの法律の制定があったというわけではないん  
ですが、子どもの声を計画に反映していこうということで、世田谷でしている取組をちょ  
っと御紹介させていただきたいと思うんですけれども。

○末富先生 はい。ありがとうございます。

○知久部長 今年度、世田谷区の区政施行90周年のイベントと併せて実施する会議となり

ますが、子どもの権利について考えるティーンエイジ会議ということで、再来週の日曜日に実施を予定しております。権利という側面から、小学生、中学生、高校生にお集まりいただいて、様々な意見をいただこうと考えています。スケジュールは、11時にお集まりいただいて、会場で午後までかけて自分たちの権利について御発言いただきたいと考えています。

これは区長部局との共催ということで実施させていただくんですが、御覧いただく中で何か気づかれる点ですとか、助言等あればいただければと思いますけれども、両先生、どちらでも結構です。いかがでしょうか。

○末富先生 ありがとうございます。山口有紗さんは私も親しいので、山口さんのファシリだったら大丈夫かなとかと思うんですが。やっぱりこの「なんでやねん！」とか「こうなったらいいな」のときに、子どもたちが一番矛盾を感じているのは学校なんですよ。家族にも感じているかもしれないけれども、やっぱり集団生活という意味では学校です。その問いから逃げないでほしいなと思います。

きちんと「なんでやねん！」の中にある学校というものを見ていただいたほうがいいなと。子どもたちの疑問だとか、あるいは心のわだかまり——モヤモヤと呼ばれるやつですけども——も含めて、ありのままの意見を、こういった形ですと割といろいろ出てきやすいと思いますので、そのモヤモヤを受け止めた上で、意見表明権って意見の表明をして終わりではなくて、その意見を大人も尊重するし、子ども同士も意見を言い合って、子どもを尊重するところまでがセットなんですね。尊重というのは、何でも言うことを聞くことではない。ただし、子ども自身の悩みですとか課題だとか、学校がこうなったらいいなも含めて、やっぱりその声に出されたものというのはとても大事なものです。

大人がいる場で子どもが出してくるものというのは、今の子どもたちはとても賢いです。ちゃんと大人の空気を読んでいますので、空気を読んだ上で、それでも一生懸命出してくれるものについては、やはり大人が尊重して、可能なものをできるだけ反映していくというプロセスまでが意見表明権なんですね。というところを大事にいただければなと思います。

こうしたときに、何となく学校を外してお茶を濁すのではなく、学校のことも全然言っているんだよというふうにファシリしていただけると、恐らく教育振興基本計画に資するのと、あと、こども若者の参画をするときにも、こうした場から継続的に一緒に考えてくれないかというピアグループをつくるということもとても大事かなと思いますので、ぜひ

世田谷を一緒につくるこども若者たちとつながる場になっていただければなと存じます。

○知久部長 ありがとうございます。意見を聞くだけではなくて、十分に尊重する、そこを大切にしていきたいと思います。

○渡部教育長 私からも今のことに関連してお話をさせていただきたいんですが、末富先生にお話をいただいた4番、この意見を聞くというのは、一見簡単そうに見えて難しいと思います。子どもを呼んで話を聞けばいい。でも、本質はそうではないと思うんですね。今、末富先生からお話しいただいたように、子どもの意見を取り入れるというのは、今まで学校現場では、やっていてそうで、全くやってこなかった。そして、子どもたちも、大人が喜ぶような意見を言う、教員が喜ぶような意見を言うというところもあって、なかなか本音で話せるような機会がなかったというところがあると思います。この4番というのは、かなり大きな変革を期待しているんじゃないかと思います。これを学校現場で浸透させていくというところが、この中では一番難しいかと私は感じているんですが、そののこのころに関してはいかがでしょうか。

○末富先生 教育長がそのようにおっしゃられるのは、校長の御出身だからだと思います。私も子どもの権利の話をしていて、えっ、意見を聞かなきゃいけないんですかって恐怖の表情を浮かべられるのは校長先生方です。ところが、既に学校運営協議会等で参画の取組を進めておられるような自治体では、あっ、やっていますよと校長先生たちは非常に明るい顔でおっしゃるんです。子どもたちは意見を言えますし、自分たちで動けますということで、そのステップをいかにつくっていくかこそが、教育長のリーダーシップと手腕の見せどころではありますまいかということをお返事させていただきたいと思います。そんな怖くないですということです。

○渡部教育長 すみません。私は長くいたので怖くはないと思っているんですが、やっぱり学校現場ではそれを怖がるだろうというところは十分に想像がつきます。

○末富先生 はい。ぜひほかの自治体のお取組にも学ばれて、できるんだなど。例えば校則直しも先行しておられる自治体さんが幾つもありますし、学校運営協議会の参画を進めておられる自治体さんもありますので、見れば、もっとこういうことができるよねというふうに、多分むしろ意欲的になられると思いますので。想像のつかないものに取り組むというのは確かにとても挑戦的で怖いことでもあります、実際に見ていただいて、こういうことかと。それで、これならもっとできるなどかも含めて、イメージを豊かにしていただくことからお始めになってはいかがでしょうか。

○渡部教育長 ありがとうございます。今のことは、理解はすごくできます。生徒会サミットなど世田谷でもやっているんですが、どうしても子どもが、大人が言うところに合わせて上手に意見を言ってくれるというところが私はとても気になっています。やはり、その場を与え、そこが本当に安心して子どもが意見を言える場でなければ、子どもは大人が期待した意見を言うといういろいろなときに感じています。だからこそ、世田谷では本音で子どもがしゃべれるような場を提供してあげることが一番大事とに感じています。ありがとうございます。

○末富先生 大変それは大事な御指摘で、子どもたちに安心して意見を言っているんだというような心理的安全性をどうデザインしていくかも、これからの教育のプロフェッショナルには当たり前のように求められる資質能力でございますので、そうした点も、さすが渡部教育長だと思いましたが、含めてお考えになられていることは大変ありがたいことですし、私も楽しみにさせていただきたいなと思います。

○竹内先生 少しいいですか。

○知久部長 はい、お願いします。竹内先生、どうぞ。

○竹内先生 今、非常に重要なお話を教育長がされたと思うんですけども、私、実は全国30か所ぐらいで、そういう子どもたち自身が、いじめの問題であるとか、スマホの問題であるとか、校則の問題であるとかの発言する機会をコーディネートしている立場にあるんです。まさに教育長おっしゃるように、中学校の先生——私はもともと中学校の教員なんですけれども、小学校の先生は割かし子どもら行けるぞと思うんですけども、中学校の先生方が、やるときにシナリオを用意したり、子どもに言わそう、言わそうとするわけですね。こういうことを言わそうというふうに準備をすごくしちゃうんですね。

先ほど末富先生がおっしゃったように、子どもたちは、本当に任すとその場に応じたことを言えるようになるんですね。だから、そういう意味で、私がそういうときに一番大事にしているのは、子どもたちと大人のアイスブレイクが一番重要で、特に大人ですよね。生徒指導の先生が腕組みしながら、うんっと、こう、子どもを睨みつけているような雰囲気は絶対うまいこといかないので、その辺を含めて、私たちが教育のプロとしてやっていくというのは非常に重要なのではないかなと思います。

だから、もちろん教育行政も学ばないけませんけれども、やっぱり先生も一緒に考えていく、学んでいくというかね。だから教師が、先ほど末富先生がおっしゃったように、指導するのではなくて支援するという、同じような感じで、教員が司会をするのではなくて

ファシリテーターをするという形に、やっぱりこの授業の中身も、主体的・対話的で深い学びと文科が出しているのは、多分そういうイメージだと思うので、だから教育全体で先生方が考え直すというか、そのあたりが多分、今、末富先生の問題提起されているところの中核だなというふうに聞いていて感じました。

ただ、教育長がおっしゃるように、学校の先生がそういう場面を恐れるというのは非常によく分かります。分かるからこそ、そういう取組を区として取り組んで、その区として取り組んだことを学校がだんだん学んでいくというような順番でないと、なかなか難しいのが現状だろうと思います。横からすみませんが、ちょっと雑感です。

○知久部長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○小泉部長 教育政策部長の小泉です。末富先生、ありがとうございます。

ちょっと私のほうで1点聞き漏らしたかもしれないんですけども、2の真ん中あたりで、「いじめ重大事態・不適切指導等子どもの人権侵害への迅速な第三者調査の体制整備」というお話がございました。これについては、設置者ごとにこういう体制整備が求められる方向になっていくということで理解すると、都道府県だとか国のほうでということなのでしょう。

○末富先生 私自身は、こども家庭庁のほうで第三者調査等を含めて何らかの方針が出される可能性は聞いているんですが、ただ、現実、その議論は恐らくまずこども大綱を決めてからということで、少し遅れると思います。このタイミングで教育振興基本計画を見直される場合には、総合教育会議等も活用しながらですけども、自治体全体で子どもの権利を守る体制、特にいじめや不適切指導等の重大な人権侵害への体制をどうやってつくっていくかということは今しておかないと、次の見直しまで多分待つてはられないことになると思います。

逆に言うと、次期の教育振興基本計画の実施期間中にその第三者調査等の国の方針が出されると仮定した場合、あらかじめそれを受け止めるだけのある程度の、大綱的な表現でいいとは思いますが、があるという状況にしておいたほうがスムーズに子どもを守る体制というものが確立していけるはずであるというふうに考えています。

○小泉部長 ありがとうございます。

○知久部長 ありがとうございます。今までのお話を聞いてくる中で、やはり子どもの意見の尊重ですとか、教員のファシリテートの力をつけていただく、そういう意味で研修というものが非常に重要になってくると思うんですけども、その点でどうでしょうか。

研修を担当していただいている滝上課長、ご質問はありますか。

○滝上課長 教育研究・研修課長の滝上です。3番の「子どもの権利を教職員等が学ぶための教職員研修」ということで、様々法律等についての内容等を教職員が、研修を通して理解を深めるというところは様々な自治体でもやっているかなと。子どもたちの権利をしっかりと認識した上で日々の学習指導であったりとか生活指導に実際に具体的に改変させていくということがまだまだ、私も現場におりましたので、感じるところであります。やはり一人一人の教員がしっかり理解をして、子どもたちと向き合っていくということが大事だと思うんですが、他の自治体の例で何かすごく効果的な研修方法等があればぜひ教えていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○末富先生 私自身も実は、今、その研修方法を確立しようとしているほうですので、逆に言うと先進的な自治体と一緒に開発させていただきたいなと思っております。ただ、非常に実績を残しておられるのが、カタリバさんでしておられるルールメイキングという校則見直しのプロジェクトになります。こちらは教員のファシリテーション研修を含めて既にパッケージ化されつつあります。

私も、もともと経産省のプロジェクトとして立ち上がったものですので、経産省のほうの検証ですとか、あるいは実施校へのインタビューも行っておりますが、やはり教員のファシリテーションスキルだったり、例えばですが、弁護士会等の外部ファシリテーターを入れた形ですとか、あるいは世田谷区ですと山口さんもいらっしゃるだけではなくて、子どもに関わる団体さんが多いので、学校の教員以外のファシリテーションも入れながら、教員自身のコミュニケーションを豊かにしていくプロセスが教員の実践を非常に豊かなものになっているんですね。私自身は新たな教員の専門性というふうに呼んでおりますが、子どもの意見を受け止めるのは、日本の教諭は素晴らしい能力を持っているんですね。

素晴らしい能力を持っているときに、意見をどうやって受け止めて、例えば現実の校則ですとか学校行事に反映させていくかといったときに、教員が意見をどうやって尊重しようかというスキルが、これをもって物すごく上がるんですよ。あわせて、子どもの意見を受け止めるスキルも、外部ファシリテーターとの関わりの中でどんどん豊かになっていかれているという検証をしました。近々、多分岩波書店から冬ぐらいに、私のその原稿も入った本が出ると思っております。

そのような感じで、実は例えば世田谷とゆかりの深い団体だとカタリバさんなんかのファシリテーション研修を入れながら、子どもの権利の理解の研修を入れていくと、なるほ



どと、この場面で生かせるなというの、実は先生方のほうが、多分ある段階からどんどん思いつかれるようになっていくと思います。そういう意味では研修の体制も、知識の研修とファシリテーションの研修と。

ただ、その前に、誰よりも管理職の意識を変えていかなければならないということです。まず、私自身は管理職研修に今力を入れています。管理職研修をさせてくれるのだったら手弁当でいきますと申し上げていますが、それぐらい管理職の意識を変えていくことが、子どもたち自身の参画を支えたり、意見が大切にされると自己肯定感が改善していくんです。自分たちの意見を尊重して、受け止めてくれて、先生たちをもっと好きになったとか、学校のことがもっと好きになったとか、今まであまり好きじゃなかったけど、この学校はいい学校だなって思うようになったというふうに、教師信頼度や学校への信頼度も上がっていきますので、そうした効果の検証を含めながら進められると。まず管理職研修、そして教員のファシリテーション研修、併せて子どもの権利とこども基本法の基礎的な知識といったものを組み合わせながら進めていただければ、必ず先生方御自身の手応えにもなるのと、子どものウェルビーイングに結びついていくということを申し上げたいと思います。

○滝上課長 ありがとうございます。

○知久部長 ほかはございますか。

予定しておりました時間になりました。末富先生には、こども基本法を中心に今後の教育政策に影響を及ぼすもろもろのことについてお話しいただきました。私どもの今回の教育振興計画策定に当たっては、このこども基本法の制定を十分に受け止めて、今までの延長線上でつくるわけにはいかないなと考えていますので、またアドバイスをいただければと思います。

それでは、引き続きまして、竹内先生のほうから御講義をいただいた上で、同じようにディスカッションをさせていただきたいと思います。先生、よろしく願いいたします。

○竹内先生 よろしく願いします。そうしたら、画面を共有して始めたいと思います。私は末富先生のように話が、パワポをつくらないといけないのでちょっと使って、パワポに従いましてお話をしていきたいなと思っております。

私は実はずっと関西で仕事をしているんですけども、関東以外の北海道、東北、それから中部、もちろん近畿、中国地方、四国とかの生徒指導にいろいろ関わりながらやってきました。関東にはいろんなところがあるし、私が行かなくてもいろんな先生方がおられ

るので意識的に避けてきたんですけれども、大分お世話になったので、ちょっと来てくれよということで参画することにちょっとなったんですね。でも、栗井先生がどこかへ行かれたので、何やなと思ってるんですけれども、私ももう58歳なので、あと残りの教員時代も短いので、ちょっと関東でもやっ払いこうかなと思っております。

簡単に、本当に簡単に自己紹介すると、私は兵庫県立大学で教職を担当しております。生徒指導が専門で、困っている子どもへの対応がもともと私の専門です。私は大阪の寝屋川の中学校の教員で、寝屋川って時々大きな事件を起こしますよね。また機会があったらお話ししますけれども、寝屋川教職員殺傷事件、高校生が母校に帰って小学校の先生を殺した話なんですけれども、その殺した犯人と言われている子が私の教え子で、私の友達を殺してるんですね。その子がネットでいじめられていた。いじめとかがあったということで、今私はそういうことを研究しながらやっているというのが私の背景にあります。

先ほどもお話ししましたように、新しい生徒指導提要进行を私、執筆しております。あと、文部科学省のほうではネット問題の持込有識会議の座長もやっていた関係もありまして、とにかく今どうということが子どもたちの間で起こっていて、何が課題かというのは割かし分かる位置にいます。特に生徒指導提要进行では、ネットの問題について13ページを私が書いたんですけれども、それ以外に校則であるとかルールづくりとか、そのあたりについて考えたりもしています。

世田谷区さんから2つの提进行をしなさいということで、私、大きく2つ考えたんですけれども、1つは新しい時代への対応、もう1つは、これは先ほどの末富先生のお話とかぶる部分もあるんですけれども、子ども主体の取組、この2つが重要だろうなと思っております。

まず1つ目、新しい時代への取組。社会構造が変わったけれども、末富先生のお言葉を借りると、従来どおりの上から下への指導の形をまさにこの支援の形に、社会構造に合わせた形、それから、G I G Aスクール構想で子どもたちがネット環境を使う、その中での新しい時代に対応したような形が必要だろう。

もう1つは子ども主体ですよ。子どもたち自身に考えさせるようなルールづくりであるとか、世田谷の子どもたち、子どもサミットをしてはるといふことなんですけれども、新しい時代に合ったものにしていかないといけないな。この2つについてちょっと御説明を10分間でしようかなと思っております。

まず、新しい時代への対応についてですけれども、ちょっと皆さんに考えていただきました

いんですけれども、ネットはいつからが常識だと思いますかね。ちょっとお隣の方と相談していただけますか。どうでしょうか。教育長、常識は何歳ぐらいだと思いますか。

○渡部教育長 最近、小さい子でもこうやって触っているので、2番（3～4歳）。

○竹内先生 2番。これね、実は私、内閣府のこの調査の委員をしていますけれども、0歳で使用しているのが11.6%なんです。1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳、7歳、こう見ると、もう2歳で過半数。ということは、善悪はともあれ、実態としたら、2歳児が常識なんですよね。

これはいろんなところで話ししますけれども、教育長を含めて皆さん、1番と考えた人はあまりいなかったと思うんです。実は今日、私、今、大阪の中学校にいてるんですけれども、子どもたちに聞いても、大体4番か5番ぐらいと答えます。自分らがしてきたことだからね。だから、私たちの考えているはるか先のスピードで実態は行ってしまっていて、今、赤ん坊が持つ確率ということで、ただ、赤ん坊が自分でインスタ映えしませんよね。だから、お母さんが見せている。つまり、これは母親の問題でもあるし、父親の問題でもあるし、子育ての問題に変わってきています。だから、そういうふうに社会がどんどん変わっていつかの時代の真ただ中に私たちはいてるということですよ。

それから、さらにもう1つ考えられるのが、校種別の暴力行為も変わっています。2006年から順を追って変わっていつてるんですけれども、この後急に増える校種があります。では、一体どこでしょうか。教育長、どう思いますか？

○渡部教育長 ①の小学校。

○竹内先生 これね、実は中学校がまず増えるんですね。それがぐうんと来て、今は小学校。まず最初に中学校が増えたのは、文部科学省のカウントの仕方を細かいのもカウントしろと、カウントの仕方が変わったのもあるんですけれども、今圧倒的に小学校が多いです。全国の先生方に私は生徒指導研修をそれこそまさにしているんですけれども、先生方はやっぱり言いますね。ゲームでけんかしていると。ボイスチャットでけんかして、次の日学校に行って、顔を見た瞬間にばあんと打つというような感じがあると。

ただ、学校の先生はボイスチャットを、今日も大阪の中学校にいと、ボイスチャット自体知らない先生がおるんですね。だから、そういう先生方が時代の子どもたちにキャッチアップしていくというのも、これは非常に重要でしょう。

ちなみに、ちょっと外れますけれども、教材がないので、NHKの方と一緒に教材づくりをして、こんな形でボイスチャットでしゃべりながら、けんかしているんやでという話

をしたりというのを今やっています。

ちなみに私の研究室から、私はちょっとショックを受けまして、こんなに太いですかね。でも私、この後……（笑）。ごめんなさい。皆さんに笑われてしまいましたが、この後大分ダイエットして6キロやせたので。まあ、それはいいですけどもね。

見たら分かるように、ネットいじめというたら、LINEとかツイッターで起こっている。これは佛教大の原先生の調査によると、ネットいじめというのはオンラインゲームで起きている。だから、私たちが考えているいじめと実態とが大分変わってきている。だから、時代に対応したものに行かなきゃいけないというのが生徒指導だけでも分かってきたというかね。

さらに、世田谷で不登校をかなり中心的にやってはりますけれども、これは文部科学省が出している不登校率で、ちょっと釈迦に説法になるかもしれませんが、平成19年に2.91やったのが、どんどん減って行って、ここで底を打って、実はV字回復、回復と言うと駄目ですけども、変わりました。これはコンマ幾つの数字なので、あんまり変わらないかという、実はこの間に日本全国で2万8000人も不登校生が増えているんです。この平成24年、2012年、一体何が起こったでしょう。分かる方、おられます？ 教育長、分かります？

○渡部教育長 カウントの仕方を変えた。

○竹内先生 カウントの仕方を変えた。それもあるかもしれませんが。これは実は何か。いろんな考えがあるんですけど、私たちの生徒指導の立場で言うと、24年問題と言われていて、いろんな諸説ありますよ。あるけれども、ここでスマホが登場したわけですよ。

今、全国の先生方に言わすと、この平成24年後の不登校生が明るくなったとよく言うわけですね。24年より前は、不登校生は、漫画は読み飽き、ゲームはクリアし、昼メロを見、友達はいないし、進路は不安。

これが、24年、iPhoneが登場してから、スマートフォンが登場してから、漫画は無尽蔵にあるし、オンラインゲームはそれこそたくさんある。ユーチューブもあるし、ネットの友達がいっぱいできますよね。しかも、進路が不安で、昔は中学3年生になったら内心を取るために中学校に復活してたんですけども、今はN高を含めて通信制の学校がたくさんありますよね。だから、中3から高校にかけても、ずうっと不登校の状況でも行けるようになってきたというかね。善悪は置いておいてですよ。私はN高の形は認めてますよ。認めてますけれども、不登校ということになると、そんな形になってきたというか

ね。だから、時代が明らかに変わってきている。

ですから、ネット問題へも対応しなきゃいけない。確実にそういう時代ですから、荒れも変わってきています。今、いろんな自治体の方は、うちの子どもたちは落ち着いたと言いますよね。落ち着いたって何か。よくよく聞くと、暴力を振るうやつがいなくなりました。つまり、子どもたちが盗んだバイクで走らなくなったんですね。どう変わったかという、明るい不登校生が増えてきた。だから、質が変わってくるだけで、子どものしんどう内面というのは全く変わっていない、そういう現状があります。

子どもたちの社会の在り方で言うと、ちょっと面白い調査が。これは専業主婦と共働き家庭の比率を表したものですけれども、1980年、つまり私が中学3年生のときに母親が働き出したので、私は鍵っ子と言われていました。鍵っ子が、当時は専業主婦が圧倒的に多かったんですけれども、これがどこかの段階で追いつくんですね。教育長、何番で追いつくと思いますか。

○渡部教育長 ええっとですね、2番。

○竹内先生 2番。これ、実はね、ぐんぐんぐんぐんぐんぐんと。つまり、1番でもう専業主婦を追い越し、今ではもう圧倒的に共働き世帯のほうが多くなっていくわけですよ。だから、昔は家に帰ったらお父ちゃんかお母ちゃんか、どっちかがいた世帯が、今はもうどっちもいなくなっているパターンもあるしという形もあって、鍵っ子が珍しくなくなったというかね。鍵っ子からスマホっ子と僕はよく言うているんですけれどもね。何か社会の構造も変わってきたしということで、そういう新しい時代に対応した教育を私たちは模索していかなきゃいけないというのが1つ目です。

もう1つは、これは末富先生と全くダブるんですけれども、今私たちが文部科学省と一緒に作った生徒指導提要の言うてみれば根幹部分というのは、前回のモリタ先生がやったところも同じなんです。結局自己指導能力というか、自分で自分を指導していく、自分たちで自分たちを指導していく、そういう方針に転換する時期やと思っています。

私、ウィーン大学の客員研究員もして、ウィーンとかのお話を聞きますけれども、極めて子どもベースというのは今どんどん世界的にも広がって行って、まさに今日本が変わっていかないといけないところだなと感じています。例えばネット問題一つにしても、ネット依存傾向のある子とない子で比較しても、ネット依存傾向のない子はルールを破りませんが、ネット依存傾向のある子は、親のルールは破るは、自分のルールは破る。だけど、生徒会とか友達のルールは破らないんですね。これは当然ですよ。自分たちが考え

て、自分たちが決めた、意思決定したことというのは、ネット依存の子ほど守ろうとするわけですよ。

じゃ、親のルールはあかんかというのと、しっかり話し合っ、親子、大人と子どもがちゃんと意見を合致したものかどうかというのは、実は話し合いがあると破るのが減るわけですよ。お母さんとのルールであつてもね。ただ、面白いことに、ネット依存も減るんですけども、高校生になったら変わらないんですよ。これは教育長、何でか分かりますか。

○渡部教育長 高校生になると、親と……。分かりません。

○竹内先生 分からへんね。これ、僕も分からへんから高校生に聞いたんです。高校生はこう言いました。神戸の高校生ね。高校になったら、もう親ちゃうねん。自分らで決めんのやと。だから私たちが——先生でもないねん。自分らで決めれるようになるねん。だから、逆に言うと、中学校までやったら子どもらに考えさせれるわけですよ。世田谷なんかはそれがまさに中学校、小学校ですよ。だから、高校生になって独り立ちする前に子どもたち自身にしっかり考えさすというのは、これはネット問題のことですけども、そのあたりを含めても重要なんじゃないかなと思います。

主体的・対話的な深い学びと文科省が言うてますけれども、つまりそういうことで、自分が参画して自分が変えていったルールであるとかね。そういう意味で言うと、世田谷子どもサミットみたいなことがやれば本当の意味でいいかなと思います。

私、先ほど言うたように30か所ぐらいでファシリテートしてるんですけども、うまいこといくかどうかは、そこに参加する先生方が腕組みするかどうかです。怖い顔をするかどうかです。アイスブレイクをうちの学生にやらすんですけども、ハイタッチを先生方も一緒にするところは、うまいこといく。ある程度分かってくることがあります。

シナリオをつくって子どもらに意見を言わすようなところもあつて、それはもう絶対次の年にはなくなっていますね。子どもらも行きたがらないです。だから、結局子どもたち自身に考えさせて、子どもたち自身が、自分たちがつくって、さらにそれを検証するところまでやらせていったらいいんじゃないかなと思います。

私がユニセフに頼まれまして、ユニセフと一緒に世界的な取組のスマホサミットを全国で、日本の中で5か所でやったんです。やっていく中で、ゴールデンルールを彼らと一緒に作りました。何かというと、説教禁止、演説禁止、これを大人に言うわけです。大人は何か子どもに説教したり、演説したりするわけですよ。そうすると、うまいこといかないというふうに大人に向けて言うたんですけども、そうするとね、今度は子どもたちが

大人の言うことを聞かなくなるんです。子どもたちにも説教禁止、演説禁止。大人と子どもが対等の立場で話し合うのはなかなか難しいです。途中で子どもが調子に乗るわけです。子どももね。今は大人が調子に乗ってます。でも、あまりそれを推し進めると、今度は子どもらが調子に乗ってくるわけです。このバランスというかね、そのあたりが今非常に重要なんじゃないかなと思います。

私のほうは一旦これで御提案を終わります。以上です。

○知久部長 竹内先生からは、新しい時代への対応、子ども主体の取組のお話をいただきました。いろいろなエピソードを交えて拝聴させていただきました。この件について御意見をいただけますでしょうか。

○渡部教育長 私のほうからいいですか。

○知久部長 どうぞ。

○渡部教育長 では、少しお話をさせていただきたいと思います。

○竹内先生 はい、お願いします。

○渡部教育長 学校の現場は、1人1台のタブレットを持ったことで随分と変わってきたように思います。授業こそ変えなければいけなくなっている。これはもう、子どもたちが1人1台を持っていて、自由にそれを操作することができるからというところで、大きく変わってきていると思うんです。

○竹内先生 そうですね。

○渡部教育長 教員は、ファシリテーターの役割に自然となってきているというところが学校の中でも見られます。ただし、まだ学校の中ではルールに関しては昔どおりにしたいという先生の願いが表われています。

ただ、今お話を伺っていて、こんなふうに時代は流れているんだから、先生自身がそこを変えていくということが一番なのだと思います。前はなるべくネットから遠ざけよう、スマホは持たせないよう、学校では禁止ですという時代が長く続いてきたので、そこから遠ざけることで子どもを守ろうとしていた。でも、今はもうそういう時代では全くなかったわけですから、その中でルールをどうつくっていくかというところだと思うんです。そのルールは、子どもたちにつくらせることこそ重要だということを今お話を伺ってきたと思います。

○竹内先生 そうです。まさにそのとおりです。

○渡部教育長 ただ、そこがなかなか、学校というところだとハードルが高いと思ってい

るので、どういうふうにすればいいのでしょうか。私が考えたのは、竹内先生に講演していただくのが一番いいかと思います。

○竹内先生 やりましょう、やりましょう。私、1回、中学生を集めてくれたらファシリテートしますよ。全然できますけども、ただ、重要なことは何かといいますと、子どもの意見を本当に尊重するような空気をつくることなんですよ。

実は一番最初に子どもサミットをやったのは、私、ちょうど2012年に大学教員になったので、東日本大震災がありました。東日本大震災のときに被災地の子どもたちが落ち込んでいるわけですよ。その被災地の子どもたちが、何ができるかというのをファシリテートする。みんなが落ち込んで、沈んで、そこで考えたというのが、子どもたちが話し合えるようになったのは、2時間あったらそのうちの1時間をアイスブレイクするわけですよ。一生懸命、子どもらと一緒に汗かいて、大学生と一緒にね。その1時間アイスブレイクしたら、1時間話し合えるというかね。

よく怒られたんですよ、いろんな方にね。こんな1時間しか話し合えないで、何で最初の1時間はあんないちいちばっばしているんですかって言われたんですけども、いや、実はそれは違って、1時間一生懸命遊んで、ムードづくりをして、子どもたちが、ここではしゃべっていいんだなという楽しいムードをつくるようなアイスブレイクが実は重要なんです。例えばね。それから、1つ誰かが意見を言うときに拍手する雰囲気をつくるとかね。だから、そのようなことをやっぱり私たちは一から学んでいかないといけないというかね。

だから、子どもたちの前に立ったときに、先生がどんな話をするか、誰を褒めるかとかね。足組む先生がおったら、もう子どもたちはそれを見てます。私たちの意見は聞かれているのかなとか、物すごく見えています。だから、そのあたりを含めて、ユニセフのスマホサミットに連れていくとき、学生を10日間合宿しましたよ。その中で褒め方の練習をするわけです。5段階の褒め方ね。それぐらい徹底してやらないと、なかなか難しいんじゃないかなと感じています。

教育長のおっしゃっていることは、まさに分かるんですけども、教育長は元小学校の先生ですものね。小学校の先生は、割かし、言うところがあるんで分かるんですけどもね、私ももともと中学校の教員なので、厳しかったです。難しかったですよ。

よく言われるのは、生徒指導観が2種類あると私らの世界でよく言われるんですよ。ジュラルミンのお弁当型の生徒指導観と、あとは綿菓子型の生徒指導観が2つあるとよく言



われてまして、これは比喩ですけれどもね。ジュラルミンの箱の中に子どもを押し込んで、そこでバチバチバチバチって、その中で、子どもらに考えさせるというのが1つ。それから、綿菓子のように何となくこうあって、その周りに子どもたちがじゅわあっとまとまっているというかね。そのじゅわあっとまとまっている間に教員や大人がおるというかね。私たちが求めるのは多分そっち側なんじゃないかなと感じています。どうでしょうか、教育長、そんな感じで。

○渡部教育長 ありがとうございます。

○平沢参事 子どもたちがルールをつくって、子どもたちがそれを自ら守っていくというプロセスの中で、例えばブローケン・ウィンドウ理論とかゼロ・トレランスみたいな発想ということは、こういう流れの中でそういうことを否定していくのか。

○竹内先生 いやいや、否定はしないですよ。

○平沢参事 寄り添わせていくような形なんですか。

○竹内先生 ゼロ・トレランスとピアサポートというか、ファシリテートは共存するものです。絶対に対比はされません。対立しないです。

というのは、ここ以上は超えさせてはいけない壁というのは、教師は絶対持つとかなければいけません。例えば、スマホを学校に持って行って授業中にゲームをしてもいいなんて絶対認められませんよね。だから、どんな話合いをさすときでも、絶対限界設定は必要で、何でもいから子どもが言うことは全部受け入れようというのは、これは子どもにも非常に失礼なところで、ここまでは私たちは認めたいけれども、この範囲で話し合っただけというのをちゃんと限界設定として子どもに言うべきものなんですね。

だから、ゼロ・トレランスというのは、何も全て認めないというのではなくて、ここまでは守る、ここまでは必ず指導するでというね。それこそ、その線をきっちり締めて、それを守る子は完全に守ってあげるというかね。だから、ゼロ・トレランス、何が何でも指導するのではなくて、指導の最低線を合わせる。ここまでやったら事務的に指導するでと。だけど、それ以上、守っている子は必ず守ってあげるよというかね。だから、共存する考え方やと思います。どうでしょうか。

○平沢参事 子どもの意見表明権の話をする中で、いつもこの問題に当たるものですから、今、先生からそのお話をいただいて少し気が楽になったところがあるんですけども、やはりどこまでの範囲の中で意見を表明させるかというところが、学校や社会の在り方みたいなのところにつながるのかなということを今改めて教えていただきました。ありが

とうございました。

○竹内先生 それはまさに重要で、大阪のある自治体で、ある先生が、生徒会に校則を考えさせたわけですよ。制服廃止と子どもたちが決めた後に、校長先生は、そんなんあるかというふうに、決めさせた後に、議決させた後に駄目って言ったわけですよ。それは今から20年ぐらい前ですけども、学校が大荒れに荒れました。それはそうやね。

これは非常に大人側のミステークで、やっぱり子どもらに考えさせたり話し合わせたりするとき、子どもらがある範囲の中で話し合っ、それは当然範囲はあります。その範囲を決めるのが教員というか、大人側の非常に重要な大事なところで、その範囲をミスるとうまいこといきません。だから、どんなことをするときでも、大人側はここまでは認めよう、これ以上は駄目だというコンセンサスをまず取った上で話し合わないと、もう大混乱が起きるといふかね。そこが非常に重要だと思っています。

私、実は先生が殺された学年の子らを受け持って、その学年が物すごく、むちゃくちゃ荒れて、4月1か月間に暴力行為が40件起きたわけですよ。私も生徒指導になって、もうどうしていいか分からない。警察を呼んで、鑑別所に同時期に8人入れたこともあるんです。それはもちろんゼロ・トレランス、基準を決めてね。

そこで何が起こったかという、やっぱりそれだけではうまいこといかない。子どもたちの意見をしっかり聞いて、意見表明した上で納得するルールやったら子どもが守ることが分かったわけですよ。一緒に子どもらと考えていって、そうすると、すごく順繰りにいい形に行きますよ。

例えば、靴下をどうするか論争。当時うちの学校は白のワンポイント、ワンポイントは1センチ未満というルールがあったわけですよ。何で1センチやねん。何で白やねん。それは決まっているから、その決まっているルールを守るのが子どもの役目やというわけですよ。そんなの子どもは納得しませんよね。いろいろ考えて、教師も考えて、教師が職員会議で、そんなものを自由にしたら、ルーズソックスの黄色とか黒とか出てきたらどうすんねやというふうな意見が出てきました。それも子どもらと一緒に話す中で、ルーズソックスは当然禁止でいいと。だけど、色は、先生、赤でも白でも別に学校生活に支障ないんじゃないですかということで、いろいろ議論をして、結局出たのは、ルーズソックス禁止、網タイツ禁止、その2個でした。そこから今現在、20年たっていますけれども、何の支障もないですね。子どもたちも実によく守っています。

だから、何が言いたいかという、その納得できるルールかどうか、納得できないルー

ルかどうか、そこに大人が対応できるかどうか。だから、子どもらに何を議論させるかというのが実は重要で、先ほど末富先生おっしゃいましたけれども、学校の問題も議論すべきや。もちろんさすべきやと思いますよ。だけど、まず彼らに、ノーガードで話し合わせるのやったら、まず意見を聞いて、私たち大人も考えるので、まず皆さんの意見を聞かせてという問題提起の上で行かないと、彼らが言うたことが全部反映されるとは、これは絶対、彼らの意見がどういうものかというのも考えた上でね。その意見をしっかりと大人が受け止めて、次につないでいく。その順番が間違いなければうまいこといくと。どうでしょうか。

○平沢参事 ありがとうございます。

○毛利課長 私も小学校教員なのでお話はよく分かったんですけども、新しい時代への対応ということで、学校教育の側からというのは今お話しあったんですけども、家庭教育とか社会教育でどういった支援ができるのかというのを何かお話しただけだと思うんですが、いかがでしょうか。

○竹内先生 子どもたちと、私、ある自治体といじめについてすごく議論したことがあってね。いじめ自殺があった自治体で、まさに子どもらに考えさせて、子どもたちに提言さすわけですよ、先生に、親に、自治体に。そこで出てきた意見を私たちがしっかり踏まえて考えていったんですけどもね。ちょっと見てもらおうかな。面白かったですよ。ちょっと待ってくださいね。

関西のある自治体で、いじめで自殺が起きて、その子どもたちがいじめを受けたときにどうするかということ考えたわけですよ。いじめに対してどういうふうな形をしたらいいのか、子どもたちが丸々2日かけて議論するわけです。その中で子どもたちが出してきた結論というのが非常に面白い。最後に彼らに提言を考えさせたんですけどもね、面白かったのでちょっとお見せしましょう。

まず、先生にどうしてほしいかというたら、いじめをなくすためにですよ。「たくさん褒めてほしい」「生徒と会話を増やしてほしい」「いじめと決めつける前に話を聞いてほしい」「コロナ対策をして行事をもっとしてほしい」。いじめ対策で出てくる答えがこれですよ。はあ？って思うでしょう。一番びっくりしたのは、小学生でいじめを減らすには、学校でだるまさんが転んだをやらせてほしいというわけですよ。イジメ、ダメ、ゼッタイとか大人は言うでしょう。そうじゃなくて、やっぱりもうちょっと具体的などころにある。

保護者に対したら、「安心できる家にしてほしい」「自分から話しにくいので、親から話しかけて」「家族で過ごす時間を増やしてほしい」「もっとほめてほしい」「悪い点を怒るだけでなく、良いときは褒めて」「少しでも休んでほしい」とかね。

あと、一番面白かったのは、そのとき市長も来てたんですけども、その市長に対して、12ある中学校がそれぞれ意見を言うんですけどね、教育長、この中で一番共感を得たのはどれやと思います？ 中学生に圧倒的に共感を得たのは。皆さん、何番やと思いますか。

○渡部教育長 7番（給食にデザートを出して）。

○竹内先生 そう。正解。さすが教育長やね。さすが小学校の先生。そうなんですよ。給食にデザート、フルーツポンチを出してくれと市長に言うわけですよ。はあ？と僕、思うんですけど、どういうことやねんって聞いたら、フルーツポンチが出たら、ちょっと心がほっとして、ニコッと笑える。ニコッと笑いながらいじめられへんというわけです。これは真理やね。だから、こんなんは大人が言えないでしょう。いじめ対策、フルーツポンチって僕が言うたら、どつかれますよ。子どもが言うから、これはいいわけですよ。

ちょっと違う、6年前に、あるまちで同じように、いじめ自殺があったので、子どもたちが話し合ったときに出た答えがね、教室にクーラーを入れてほしいというわけ。まだ入ってへんから。暑いからイライラしてけんかするというわけです。そのときにその町長が約束したわけですよ。ほんだら入れたるわ。もともと入れる計画やったからね。それで入れたら、いじめが半減しました。

もう1つ言うたのがね、給食にしてくれ。そうしたら、給食にしたらね、不登校が半減しました。何でか、分かります？ 教育長。

○渡部教育長 お昼を食べられるから。

○竹内先生 うん。腹が減ったときに学校に行ったら、御飯を食べられるでしょう。おなかいっぱいになったりいじめへんというわけですよ。だから、私たちが思っている感覚と子どもたちが思っている感覚というのはこれほど違うわけですよ。イジメ、ダメ、ゼッタイとか、傍観者になるなどかってよく言うでしょう。黙って見てるやつもいじめてると一緒やからって、それぐらいしか僕らは言えないですけども、事いじめに関してだけでも、これだけのことが子どもらは言えるのでね。

最後に、自分たち、どうすんねん。「『ありがとう』『ごめんね』を口に出して相手に伝える」とか「お互い認め合おう」とかね。子どもたちがたくさんの人と関わる。子ども

たちの共感を一番得たのはこれです。「いじめた子が反省したら、許してあげる」というわけです。いじめたやつを、おまえ、いじめだからあかんやつや、人として最低やと先生はよく怒るけど、それがまたいじめを生むというわけですよ。いじめてまう子はあかんけども、そのいじめてまう子も大事な仲間やから、その子も含めてみんなと一緒に育っていききたい、一緒に卒業したいと子どもらは言うわけです。僕は本当に子どもらに教えられた思いですけども、ぜひ皆さん、子どもを信じてやったら、関西の場末の小っちゃい市でもこれだけのことができるんですよ。日本一の世田谷だったらもっとできるでしょう。ぜひ、私、期待したいなと思っています。教育長、どう思いますか。

○渡部教育長 いや、なんかやっぱり大人が考えを変えるということが、いろんなことの解決に一番先につながるんじゃないかなと思いました。

○竹内先生 そうなんですよ。だからね、僕はいじめ自殺で5年関わったんですけど、最初の年は、引率してきた先生がずうっとこう、こんな感じで腕組んで、何やねん、こんなところに休みの日に連れてきやがってという感じやったときは、もう全然盛り上がらなかったです。というのが、いじめの第三者委員言われたわけです。子どもたちに考えさせる機会をつくれと。僕はそこに呼ばれたから、僕しかできへんから、行ったわけです。

まず、先生方の形が変わらへんから、あかんと思って、先生方の研修とかで、なぜこれが大事なのかということを一生涯懸命し、さらにアンケート調査をして、子どもたちがどう思っているかということ先生方にぶつけたんですね。皆さん、もうちょっとだけいいですか。ちょっと熱なってきました。ごめんなさいね。悪い癖や。

これね、2019年に、2年前の子どもが、いじめ、ダメ、ゼッタイだけでは絶対なくならないから、どんな子がいじめているかというのを調べてほしいというわけです。子どもたちと一緒にアンケートしたら、いじめ経験、加害経験がない子とある子がおって、いじめ加害経験がある子は、加害経験がない子よりも27.3%の子がよくイライラしているわけです。勉強に自信がないわけです。ネットを3時間以上しているわけです。それから、朝御飯を食べてない。部活に参加してない。これはいじめっ子に何が起こってます？ 教育長。

○渡部教育長 いつもイライラしている。

○竹内先生 そう。いつもイライラしている。朝御飯食べへんのは何でやと思います？

○渡部教育長 夜、ネットをやっているから。

○竹内先生 僕もそうやと思ったんですよ。子どもに聞いたら、子どもはもっと赤裸々に

言いましたよ。先生、ちゃうんやと。僕の親は朝御飯食べへんかって、追っかけてきて、口の中にパン入れてでも学校に行かすと。このいじめっ子は、朝飯食わんでも許してもらえるような、そういうおかんやねんというわけですよ。これはちょっと語弊ありますけどね。つまり、朝御飯を必ず食べさすような家に育ってない子がいじめると子どもらは言います。これはまさにそうでしょう、大人の問題でしょう。

部活に参加しない。仲間がいないんです。だから、明らかに周囲に認められていないし、学校で安心できないし、家でも安心できない子がいじめている。だとしたら、いじめっ子も加害者ではなくて、いじめっ子も被害者でしょう。そのいじめっ子を含めて学校を変えていかなきゃいけない。誰が変えるか。先生がイジメ、ダメ、ゼッタイ、おまえらいじめるなでは駄目なんです。子どもたちが、いじめた子が反省したら守ってあげるよ、一緒にもう一回いい学校にしようねという子どもたちの力がないと、絶対学校の中からいじめはなくなりません。

僕、一番腹立つのは、教員で、いじめなんか絶対あるから、いじめなんかなくなるという教員がおるけど、僕は1回大げんかしました。そんなん、教員がいじめなくならんと思ったら、絶対なくなりませんよ。子どもはいじめがなくなると信じてるんですよ。だから、まず大人が変わらないといけないのは、もっと子どもを信じないといけない。そのあたりが変わっていきけるかどうかの大きな鍵なんじゃないかなと思います。

教育長、ごめんなさい。ちょっと熱くなってしまいました。以上です。

○知久部長 今までのお話の中で、いろいろいじめの問題ですとか、大人の問題をまずは改善していく必要があるかなというふうに感じましたが、ほかは何かございますか。

末富先生、今までお聞きになられて、いかがですか。急に振ってしまってすみません。

○末富先生 いえいえ。先ほどのお話と関連してなんですけれども、いじめに対しては、実は、加害者側へのアプローチをどうしていくかということも、それから被害者へのケアの在り方も全くずぼっと抜けているのが日本のいじめ対策なんですね。

○竹内先生 そうですね。

○末富先生 来年度の概算要求で、やっとなんて文部科学省がスクールソーシャルワーカーの常勤化の実証事業を出しましたので、常に専門職が学校にいる状況をつくりながら、教員に全てをさせない。家庭や子どもの心理的支援も含めての専門家を常駐させていくモデルに移行しようというのが私のビジョンの一つなんですけど、ただそのときに何を狙っているかということ、基本的に、いじめが起きてしまったときの対策が今ずぼっと抜けているのと

同時に、やはり未然防止の体制も含めて、全く実証もなければ、例えばこういう学校マネジメントが要るんだみたいな検証もない。エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングなんか、全然機能しないんですよ。

という意味では、世田谷は既に子どものデータ利活用については、教育もそうですけれども、非常に先進的なお取組をしていらっしゃる中で、特に学校をどのように、例えばデータを使いながら支えるか。あるいは子どもの支援体制、加害者側へのアプローチも含めて実際どうしていくのか。あと、やはり未然防止のために何をすればいいのかとか、先ほど竹内先生もおっしゃいましたけれども、やはり教員自身が学校内で起きている、例えば軽いいじめとかいじりも、やはりそれは違うよねということをきちんと言っていけるような学校補助も含めて、いかにそれをマネジメント化していくかということも教育振興基本計画の中では考えていただきたいなとは思っています。

もちろん大綱的な話ですので細かく書き込む必要はないんですが、やはり予防する。それから、起きたときに加害、被害を含めて両側アプローチをどうやって実現するかということこそが、実は子どもの権利の視点からも非常に大事だと。加害者にも権利があるというのは、例えば弁護士会ともお仕事をすると、物すごく強調されるんです。ただ、そのことを学校は分かっていたかということになれば、私自身も教育学者としては心もとないという状況です。

いじめも加害、被害、入れ替わりますよね。なので、その中で両側にアプローチしていく。子どもたち自身のいじめへのまなざしがこれだけ違うんだなと。子どもの声って聞いてみるものだなと思って聞いていましたけれども、子どもたち自身が考えて取り組む。自分たちがいじめをどうやって改善していくかということを実践する体制にしていきたい。そのときにやっぱり先生だけでは駄目で、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーだとか、あるいは地域のサポート団体を含めて、いろんな人たちの意見を子どもたちが聞きながら考えられるような体制もあると、全く今と違った状況になっていくのだろうと思います。

ちなみにいうと、世田谷区では桜丘中学校にいらっしゃった西郷先生なんかも、まさにゼロ・トレランスと子どもの権利を組み合わせアプローチされていたので、私自身は先ほどの竹内先生のお話を聞きながら、西郷先生の桜丘中もそうだったよなと思って、非常に面白く拝聴しておりました。

以上です。ありがとうございます。

○竹内先生 ちょっとつけ加えます。今まさに先生おっしゃるとおりのことで、欧米で言うと、日本は森田洋司先生のいじめの理論が有名なんですけれども、同じようなことをピーター・スミスがやっています、私、そのピーター・スミスと会ったこともあって、イギリスのネットいじめとかいじめの対策を見ていると、やっぱり加害者に寄り添うというのがキーワードなわけですよ。加害者が指導されて、次のいじめを生んでいるのが日本なんです。おまえは人として最低だと言われて、自己評価が下がって、またいじめてまうというかね。だから、まさにそのあたりが1つ。

それから、先生おっしゃったような、教育の支援をする人たちが学校に常駐する。例えば、私、今、ICTのことを研究していますけれども、海外で進んでいる学校、学校の中でICTをどんどん活用している学校というのは、大体学校に1人から2人、ネット問題、ネットの対策をする人が、ネットカウンセラーとあって、常駐でおるわけですよ。

そんなものを何も入れずに学校の先生らに丸投げしているのが今の日本なので、やっぱり教育には金がかかります。その金を取ってくれるのがうまいのが末富先生。上手やね。もう今日聞いててね、圧倒されましたけども、いや、でもやっぱり人というのにも必要なんです。

○末富先生 いや、あの、はい。頑張りますけど。

○竹内先生 頑張ってください、応援します。私、もう58なのでもうすぐ引退するので、もうできませんけども。やっぱりお金がない学校はできないですね。だから、やっぱりそのあたりが重要で。

例えば、私、寝屋川で学校が荒れたときに寝屋川市中学生サミットを開いたんですけれども、学校でやっても全然盛り上がらないから1泊2日に持っていったんですけれどもね、そのときに市長にかけ合って、子どもたちのお金を全部無料にして行ったんですよ。そうすると、全員来て、そこで話し合う中で、子どもたちはやっぱり本音を出しだすんですよ。やっぱりお金をかけて、時間をかけて、研修もしっかりしてというのが絶対順番としては要ると思うんです。だから、世田谷のような聡明ですばらしい教育長の下でないといけないと思うので、教育長、期待しています。

○知久部長 最後、縮めていただきまして、ありがとうございました。

○竹内先生 はい、はい。ごめんなさい。

○知久部長 今回お約束した時間を迎えました。今後の教育をどうしようかということで、大きなテーマがあって、お二方の先生にお願いしたんですが、子どもの意見を尊重す



るこども基本法の成立をもって、むしろ教員側、我々教育委員会側がどう変わるかというのが大きな今回の計画づくりに影響を及ぼす一つのキーワードになるのかなというのを2人の先生から感じたところです。どうもありがとうございました。

○井上課長 それでは、私のほうから事務連絡ということで、第2回をお願いしておりますので御案内させていただきます。第2回のアドバイザー会議につきましては11月16日に御予定をお願いしたいと思っています。会議の内容でございますけれども、本日の振り返りと世田谷区の教育の方向性を議題といたしまして、また意見交換を行ってまいりたいと考えてございます。時間は本日同様18時から、オンラインを併用しての開催となります。本日と同じ形式で行ってまいりたいと存じます。

以上で本日の会議を終了いたしますけれども、改めまして末富先生、竹内先生、本日は誠にありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。